

道都大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

道都大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、道都大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

昭和53(1978)年4月に「百折不撓と奉仕の精神」を建学の精神として設立された大学であり、その基本理念を「百折不撓と奉仕の精神を有する人に」以下の5項目に整理し、創設以来の「骨のある産業人」育成という教育理念へと継承・発展させている。中核をなす「百折不撓」を「Ever Onward」と英訳し、これを「限りなき前進」と平易な言葉へと言葉換えている。建学の精神、使命・目的、学部・学科の教育上の目的等は、学生便覧や大学ホームページに簡潔な文章で掲載している。

「基準2. 学修と教授」について

各学部・学科の特色に応じた三つの方針(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)を定め、大学ホームページや入学試験要項に掲載している。多様な入学試験を実施しているにもかかわらず、全ての学部・学科において定員を下回っているが、受験生数増加の兆しが認められることから、更なる取組みによる改善が期待される。各学科において専攻制を採用しており、学生がそれぞれの興味・関心や進路希望に応じて、自主的に履修モデルを選択できるようになっている。GPA(Grade Point Average)制度を導入しており、変動型の履修制限を行うとともに、卒業要件にGPAによる制限を課している。担任制やオフィスアワーの充実等により、就学・生活・就職面での学生相談を行っている。年2回学生による授業評価アンケートを実施しており、授業改善等に活用している。経済的支援については、日本学生支援機構によるほか、大学独自の多様な給付型の奨学生制度を設けている。教員については、若干高齢化が認められるものの、適切な人数の教員が配置されている。バリアフリー化については、一部の校舎では対応しているものの、更なる取組みが望まれる。課外活動棟以外の校舎については耐震性が確保されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

理事長、学長、幹部教職員で構成される「情報共有会議」によってコミュニケーションを図っており、重要事項については、「経営企画会議」での審議の後、理事会及び教授会等の意見を聞いた上で決定している。教育情報及び財務情報については、大学ホームページに「情報公開」のページを設けて開示している。事務局については、平成24(2012)年度より段階的な組織改編を行い、より機能性の高い組織を構築している。学生の定員未充足と消費収支の赤字が続いていることから財務基盤が厳しい状況にあることは認識しており、人件費の抑制や「経営改善計画(5ヵ年)」に掲げた年度実施計画に基づく収支回復に向け

た取組みを行っている。また、金融機関からの借入れや学校債の発行により資金手当を行っている。なお、平成 28(2016)年 4 月に学校法人国際学園を擁する「星槎グループ」に参加しており、学校債の引受けや関連高等学校等からの進学者の確保等、今後、財務基盤の改善に結びつくことが期待される。学校会計基準に基づく会計処理や監事による監査も適切に行っている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「道都大学自己点検・評価運営規程」を定め、学長を委員長とする委員会において平成 8(1996)年度以降、年度ごとに重点項目・テーマを設定して点検・評価を行っており、年次報告書を発行している。年次報告書は、委員会の構成委員が執筆し、総務部の「評価課」において各委員が収集した各種データ等と照合しながら編集作業を行っている。自己点検・評価結果の活用については、基本的には各部署で対応しているが、全学的な事項については学長を中心とする責任者が部署横断的に対応している。

総じて、大学は自ら掲げる教育理念に基づき、「とことん面倒を見る大学」を標榜し、教育重視型大学として誠実に取組んでいる。地方にある小規模大学であることから、学生数の確保や財政基盤の面で若干厳しい面が認められるものの、教育環境や教育資源は確保されており、地域とも密接な連携を図りながら真摯に教育に取り組んでいる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.実学教育の実践」及び「基準 B.地域連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

昭和 53(1978)年 4 月に「百折不撓と奉仕の精神」を建学の精神として開学した大学であり、現在では、「百折不撓と奉仕の精神を有する人に」「相手を尊敬し礼儀を重んじ誠意ある人に」「専門的職業人にして且哲学的産業人に」「ロマンに溢れた近代的社会を創造する人に」「世界人類に貢献する国際人に」との表現のもと、創設以来の「骨のある産業人」育成という教育理念を継承・発展させている。なお、中核をなす「百折不撓」を「Ever Onward」と英訳し、さらに、これを「限りなき前進」と平易な言葉へと言換えている。

使命・目的については、学則に「教育基本法及び学校教育法に則り、教養識見を備えた有能な人物を養成するとともに、高度の知識及び技術の教授並びに学術の研究を為すことを目的とし、産業の興隆並びに文化の発展に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。」と定めている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び大学としての使命・目的を受け、平成 26(2014)年 4 月に、学部・学科の教育研究上の目的を明確化し、学則の別表として定めている。機能別分化としては、「幅広い職業人の育成」「特定の専門的分野の教育・研究」「社会貢献機能」に取り組んでいる大学であり、「とことん面倒を見る大学」を目指した教育体制及び学生支援体制を整えている。

大学の使命・目的、学部・学科の教育研究目標等が学則で定められており、その内容は学校教育法及び大学設置基準に適合している。

毎年自己点検・評価活動を実施し、その結果を報告書としてまとめ、大学の使命・目的を社会変化に応じて変更するための基礎資料として活用しており、それらの結果を踏まえて、平成 26(2014)年度に、学部・学科の教育研究上の目的を社会のニーズに適合する内容、平易な文章に整理し、改定している。

法令適合性及び個性・特色の明示といった条件を確保しつつ、社会情勢等の変化に対して、柔軟に対応できる意識と体制を維持し、必要に応じて、使命・目的及び教育目標の見直し等を図る計画としている。なお、平成 28(2016)年 4 月には、前年末に包括連携協定を締結した学校法人国際学園を擁する「星槎グループ」に参加し、法人名を「北海道星槎学園」に改称しており、平成 29(2017)年 4 月には大学名を「星槎道都大学」に変更する計画である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的については理事会、「情報共有会議」、教授会、委員会等の場で審議や意見の聴取、情報の共有を図っており、役員、教職員の理解と支持は得られている。

建学の精神、使命・目的、学部・学科の教育研究上の目的等については、大学案内・学生便覧等の印刷物や大学ホームページへの掲載、公的行事での理事長・学長の式辞や挨拶、学内への掲示等を通じて公開し周知に努めている。

平成 24(2012)年 7 月に「道都大学改革 5 ヶ年計画」を策定し、平成 25(2013)年 5 月には、法人の中長期的な展望を見据えた事業計画策定のための「グランドデザイン検討委員会」及びカリキュラムの再検討をはじめとする教育改革を外部有識者の視点から検討するための「教育改革有識者委員会」を設置しており、それらからの答申を受けて、平成 26(2014)年度に三つの方針の改定や「経営改善計画 (5 ヶ年)」を作成している。

教育研究組織は、昭和 53(1978)年開学時の 2 学部 3 学科構成から、平成 13(2001)年には 3 学部 4 学科体制に発展しているが、いずれの組織も建学の精神、使命・目的を実現するために設置されたものであり、整合性は保たれている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーが定められており、大学案内・入学試験実施要項・学生便覧に掲載されているとともに、大学ホームページでも公開されている。

入学者の受入れについては、推薦選考・AO 選考・一般入試・大学入試センター試験利用入試・特別選抜・特別入試等の多様な選抜形態をとっており、選抜形態に応じてアドミッションポリシーのいずれかに重点を置く体制となっている。入試問題は「入試問題作成委員会」が作成し、合否判定は「入試委員会」の審議に基づき学長が最終決定を行っている。

収容定員に対する学生比率については、近年やや改善の兆しが見られるものの、全学科において定員未充足の状態が続いている。広報活動全般の見直しを図り、オープンキャンパス実施方法や大学ホームページの見直しを重点的に行うなど、入学者数の確保に努めている。

【改善を要する点】

○社会福祉学部社会福祉学科、美術学部デザイン学科及び建築学科では、学生の収容定員に対する学生数比率が 0.7 倍を下回っており、改善が必要である。

【参考意見】

○経営学部経営学科では、学生の収容定員に対する学生数比率が低いので、定員の充足に向けた一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

社会福祉学部社会福祉学科、美術学部デザイン学科及び建築学科、経営学部経営学科を擁している。各学部・学科ともディプロマポリシーを策定し、それに基づいて教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーを定めており、その内容は学生便覧や大学ホームページに掲載されている。

各学部・学科においては更に専攻制が採用されており、学生は入学前に学科内の専攻を選択できるようになっている。学科には定員が定められているが、専攻には定員がなく、学生の希望に沿う形になっている。

【参考意見】

○社会福祉学部社会福祉学科では、1 年間に履修登録できる単位数が多いので、単位の実質化に向けた取組みが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援のために各学科に履修アドバイザーが配置されており、学部長・学科長・ゼミナール担当教員及び学務部の職員との協働により、学生の GPA に応じた修学指導が行われている。留年・中途退学者の防止策も、履修アドバイザー、学務担当委員、専門ゼミの

担当教員を中心に対処している。

オフィスアワーが全学的に実施され、学生便覧、オリエンテーションで学生に周知するとともに、各研究室のボードにオフィスアワーの時間が表示されている。

大学院が設置されていないので、TA はいないが、建築学科では学部生の SA(Student Assistant)が活用されている。SA 等の適切な活用と、学修支援及び授業支援に関する学生の意見をくみ上げる仕組みについては改善計画が検討されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位数の計算基準、各学部・学科の卒業要件単位等は学則に定められており、学生便覧にも記載されている。単位の認定は、試験や出席状況等の総合評価で行っており、その方法・基準等については、シラバスに統一した様式で記載されている。成績等の表示及び成績評価基準については、学則に定められており、学生便覧にも記載されている。

他学部・学科の専門科目の履修が認められており、上限はあるが、所属学科の専門科目の卒業要件単位として認められている。

他大学との単位互換による修得単位及び入学前の既修得単位については、いずれも 60 単位を超えない範囲で認定を行っている。

進級条件は設けておらず、学年の留置き制度はないが、各学年で、各学期及び通算の GPA に応じて修学指導を行う体制を整えている。前学期の GPA に基づき 1 年生後期以降の 1 学期に履修登録できる単位数を 4 段階に設定する「変動型 CAP 制度（履修制限）」を導入している。なお、卒業要件に入学時からの通算 GPA を加味している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

1 年次の「キャリアデザイン」「キャリア支援演習」、2 年次から 4 年次まで開講する「キャリア支援演習Ⅲ～Ⅵ」、2 年次の「VPI 職業興味検査」、3 年次の就職ガイダンスの実施及びキャリアカルテの作成等、正課及び関連の取組みにより一貫したキャリア支援教育が行われており、それを推進するキャリア支援委員会やキャリア支援センター等の体制も整備されている。加えて、「キャリア支援のための教職員向けガイダンス」を開催し、大学全体での推進体制強化に取り組んでいる。

外部との連携では、地元経済団体等による1年生対象の講話、北海道地域インターンシップ推進協議会への参画による他大学と共同したインターンシップの実施、それに加えて大学独自のインターンシップも行っている。また、ハローワークと共同して各種ガイダンスやジョブサポーターによる出張相談、留学生支援等を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

前・後期の年2回、全学部・学科で実施する学生による授業評価アンケートの結果が公表されており、この結果を受けて、教員はコメントや対応策を大学ホームページで発信し授業改善に取り組んでいる。また、同評価アンケートの全体結果については「FD 推進委員会」で討議・検討し、対策を講じている。

外部有識者をメンバーとした「教育改革有識者委員会」や「グランドデザイン検討委員会」を設け、それらの委員会で出された提案や調査結果を受止め、カリキュラム編成や教育内容の充実に生かしている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学務課に臨床心理士資格を持つ「学生生活カウンセラー」や看護師資格を持つ「学生保健アドバイザー」を配置し、各学科の担任教員とともに学生の各種相談に対応している。

経済的支援では、日本学生支援機構や自治体の奨学金の他に独自の「道都大学奨学金制度」を設け、給付や貸与、ワークスタディなどを実施している。課外活動については、後援会や保護者会の協力を得ながら、大会参加経費助成など学生の金銭負担の軽減を図るとともに、部室、サークル室、ロッカー室の設置などの支援をしている。

学生生活については、最寄り駅と大学間の無料シャトルバスを運行して交通の利便性を高めるとともに、学内設備では、女子学生専用休憩室、学生食堂、各学生ホールへのテレビ・電子レンジ・自動販売機設置等の学内設備の充実に努めている。また、学内に「意見箱」を設置して、学生個々の意見をくみ上げ、改善に努めている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準上必要とされる教員数や各教職課程において必要とされる専任教員数、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の各資格に関わる教育課程で必要とされる専任教員数をいずれも満たしている。

教員の採用・昇任は、「道都大学教育職員の採用及び昇格規程」をもとに、最終学歴と学位・研究業績・教育業績・学内業務分担・社会貢献等に基づき教授会の審査を経て学長が決定し、理事長へ上申の後、理事長から任命している。また、平成 28(2016)年度から新たな人事評価制度に基づいて人事評価を行っている。FD 活動に関しては、教授会のもとにある「FD 推進委員会」において、学生の授業アンケートに基づく取り組みや他の専門委員会と連携した取り組みを行っている。

教養教育は「共通教育科目」として開講されているが、平成 27(2015)年度から「共通教育運営委員会」を設置して充実を図っている。

【参考意見】

○各学部とも専任教員の年齢構成に一部偏りがあるので、計画的な対応が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

メインキャンパスと第 2 キャンパスを擁し、校地・校舎面積ともに、大学設置基準上必要な面積を上回っている。図書館と情報サービス機能を併せ持つ「図書情報館」にはさまざまなスペースが確保されており、同時に学内全体の情報ネットワークの制御機能も担っている。校舎内には各学部・学科の特色に応じた機器や実習室等が整備されている。校舎の周囲にはロードヒーティングや除排雪用大型ブルドーザが配備されるなど、学修環境の維持管理のための整備が行われている。

第 2 キャンパスの課外活動棟以外の校舎は耐震性が確保されており、2 号館・3 号館は、

エレベータやエスカレータを設置してバリアフリーに配慮している。

授業を行うクラスサイズについては、「共通教育科目」の語学関係科目やゼミナール科目、専門科目の演習・実技・実験・実習科目について少人数のクラス編制が行われている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為及び「学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則」に基づき、高等教育機関としての社会的責務を果たすべく規律ある経営を行っている。

理事会及び理事会の諮問機関である評議員会において毎年度の事業計画を協議・策定しており、計画に基づく業務遂行によって使命・目的の実現に向けた努力を継続している。

教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行うことを寄附行為に目的として定め、関係法令を遵守して経営を行っている。環境問題については、使用電力の「見える化」を行うなど、環境保全意識の醸成を図っている。人権については公益通報者の保護に関する規則をはじめ、ハラスメント防止に関する諸規則、個人情報保護に関する諸規則及び特定個人情報取扱に関する規則等を整備している。安全については、「学校法人北海道星槎学園危機管理規程」を定め、火災や地震等の災害対策として「消防・防災計画書（大規模地震対応）」を作成している。

情報公開については、大学ホームページに「情報公開」のページを設けて、決算概要及び資金収支計算書等の財務情報を公表しており、学校教育法施行規則に定める教育情報の公表にも努めている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事の選任は寄附行為に基づいて行われ、理事会は、法人全体の管理運営に関する重要事項を意思決定する機関として、必要に応じて適宜開催しており、理事の出席状況も良好である。また、常勤の理事は、各々担当業務が割振られており、機動的に理事の業務を執行できる体制となっている。

法人の管理及び運営に関する業務の円滑化を目的として「情報共有会議」及び「経営企画会議」が設置され、毎週、法人内の諸課題・重要案件等について協議している。

理事長の諮問機関として「グランドデザイン検討委員会」を設置して、中長期事業計画案を取りまとめ、迅速な意思決定を行う体制を整備したほか、外部有識者の視点から現行のカリキュラムの見直しをはじめとする教育改革を検討する「教育改革有識者委員会」を設置して、教育改革を戦略的に取り組む体制が整備されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長、事務局長及び学部長で構成される「経営企画会議」を適宜開催して、審議結果を必要に応じて理事会及び評議員会に提案・報告しているほか、大学全体の動向を掌握して、諸課題の情報を共有するための「情報共有会議」を開催して、大学の幹部教職員の間で、課題認識がしっかりと共有されており、大学の意思決定体制が整備されている。

平成 27(2015)年度から、理事長と学長の兼務体制を解消して、法人経営のリーダーシップを理事長が発揮し、教学運営のリーダーシップを学長が担う形で、明確に役割分担する体制としている。

教学の管理運営に関わる事項は、「道都大学教授会規程」に基づき、学務、キャリア支援、図書紀要・情報、入試、FD 推進及び共通教育運営の各専門委員会で審議したのち、学部横断による全学教授会で審議している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長、学長、幹部教職員で構成される「情報共有会議」を原則として毎週開催することによって、法人及び大学の各管理運営機関間のコミュニケーションを図り、学内の諸課題について、情報共有を行っている。また、重要事項については「経営企画会議」での審議の後、教授会等の意見を聞いた上で、理事会で意思決定している。

監事及び評議員は寄附行為に基づいて選任されており、監事にあつては、理事会及び評議員会に出席して、法人の業務及び財産について意見を述べているほか、評議員にあつては、法人の業務や財産の状況及び役員の業務執行状況等について意見を述べるとともに、理事長からの諮問に答えている。

「情報共有会議」で、現場サイドでのさまざまな問題点や改善点が共有され、各所属部署での協議に基づく意見等のフィードバックが行われ、これを「経営企画会議」や理事会で諮る仕組みがあり、リーダーシップとボトムアップとのバランスがとられている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

職員に関する職制及び分掌については、法人の「学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程」及び「学校法人北海道星槎学園事務分掌規程」に定められており、就業に関する基本事項は、職員の採用・異動・昇格を含め「学校法人北海道星槎学園就業規則」に定められている。

事務組織については、平成 24(2012)年度より段階的な組織改編を行い、少人数での運営及び指揮命令系統が明確になるような体制を構築しており、総務局と事務局を一元化し、事務局のもとに部・室の統合等によって、より機動性の高い事務組織としている。

職員の資質・能力の向上については「学校法人北海道星槎学園 SD 推進委員会規程」に基づき、学内での研修の実施や日本私立大学協会北海道支部が実施する各種研修会や研究協議会にも参加している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

学生の定員未充足と消費収支（事業活動収支）の赤字が続いていることから財務基盤が厳しい状況にあることを認識しており、平成 24(2012)年 7 月に策定した「道都大学改革 5 ヵ年計画」の基本方針の一つに財務体質の強化を掲げ、その一環として人件費の抑制を行ってきている。平成 26(2014)年度には「経営改善計画（5 ヵ年）」を策定し、理事長の強いリーダーシップにより、全教職員と経営状況の共有を行い、組織一丸となって年度実施計画に基づく収支回復に向けた取組みを行っている。

根本的な収支バランスの確保のために入学者増による収入の確保や管理経費等の抜本的な見直しを行うとしている。収入の確保のためのその他の方策としては、附帯教育事業の実施や教室等施設利用料の増加を検討している。現時点では入学者増による収入の確保には結びついてはいないが、教職協働による広報活動の成果によりオープンキャンパスの参加者数も増加している。なお、翌年度繰越支払資金の減少が見られるが、金融機関からの借入や学校債の発行により、資金の手当てはできている。

【改善を要する点】

○定員の未充足、収支差額のマイナスが続き、現金預金等の金融資産も減少し続けており、「経営改善計画（5 ヵ年）」の財務上の数値目標と実績が大きくかい離しているので、計画の最終年度に向けた経営改善努力を継続し、安定した財務基盤の確立に向け、定員確保、外部資金獲得等による収入増、経費削減などについて、一層の改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づき「学校法人北海道星槎学園経理規程」「学校法人北海道星槎学園経理事務実施要領」にのっとり会計処理が行われており、予算の執行に当たっては、経理課が伝票処理を担当している。予算と決算との大幅なかい離が生じないように、例年 3 月に評議員会の意見を聞いて理事会で更正予算を決定しており、適正な会計処理が行われている。また「学校法人北海道星槎学園経理規程」において内部監査の実施について規定されている。

会計監査は、公認会計士により年間を通して実施されており、経理担当者への実務的な改善点の講評及び理事長や監事に対しての監査状況報告が実施されている。監事監査では定期的に理事長や役員と活発な意見交換の機会を設けられており、監事は理事会に出席し、

監事の視点からの意見を述べている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「道都大学自己点検・評価運営規程」において自己点検・評価活動を実施する旨を定めている。同規程に基づき、学長を委員長とする「自己点検・評価運営委員会」が設置されており「自己点検年次報告書（平成 8(1996)年度版）」を創刊し、それ以降、年度ごとに重点項目・テーマを設定して実施している。

自己点検・評価の評価基準は、平成 20(2008)年度版までは大学基準協会の評価基準をアレンジしたものを用いていたが、平成 21(2009)年度版からは日本高等教育評価機構の評価基準を準用しており、平成 24(2012)年度版からは大学が独自に設定した基準項目を加えて点検・評価を行っている。

評価活動は、平成 5(1993)年度から毎年度行われている。また平成 8(1996)年度からは「自己点検・評価年次報告書」を毎年度発行しており、継続的に自主的・自立的な自己点検・評価が行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「自己点検・評価年次報告書」は「自己点検・評価運営委員会」を構成する各委員が中心となって執筆し、全体の編集は総務部の「評価課」が担当し、各種データや規則等の根拠資料と照合しながら編集作業を行っている。

現状把握のためのデータの収集については、「自己点検・評価運営委員会」を構成する各委員が責任をもって各部署から収集している。なお、データの分析については各部署で行われており、最終的な確認として、学長をはじめ「自己点検・評価運営委員会」の委員のチェックを経て刊行されている。

自己点検・評価の結果としての「自己点検・評価年次報告書」を毎年発行しており、大学ホームページでも公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価結果の活用については、各部署で対応できるものは、その部署で責任を持って解決に当たるよう学長から指示をしており、複数の部署に係る課題については、学長を中心とする責任者で、部署横断的な対応を行っている。自己点検の PDCA サイクルについては、「自己点検・評価運営委員会」及びその主メンバーである学長より各部署に指示が与えられる。また、管理部門と教学部門の連携のために原則毎週 1 回、定例開催されているほか、必要がある場合には随時開催されている「情報共有会議」において、事業計画に関する自己点検・評価結果を行い、次年度の大学の運営に反映させている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 実学教育の実践

A-1 教育方法

A-1-① 教育理念と教育方法の特色

【概評】

大学の基本的方針として、産業人の育成を目指しており、実学・実務教育に注力するとともに、積極的に資格取得を勧め、課外活動の場も教育の場と考え重視している。

資格取得の面では、社会福祉学部における社会福祉国家資格の取得を目指した短期合宿、美術学部建築学科では建築士等の資格取得講座を設置しており、施設見学など職業観を涵養させる教育プログラムを実施している。

課外活動の面では、美術学部デザイン学科では在学中に展覧会やコンペに積極的に参加させるようにしており、企画力やコミュニケーション力を養う教育を実践する場ともなっている。経営学部経営学科では、市内の飲食店の紹介を行う「北広ウォーカー」による PBL(Project Based Learning)の実践、学生が地域の子供たちをしつける「絆キャンプ」の開催など、地域社会に飛込んで、課外活動として組織運営や活動を通じて学ぶ、実学教育

の実践を行っている。

一般のクラブ活動では特に体育会系のクラブ活動に力を入れており、野球部や柔道部では顕著な成績を修めている。また、野球部やサッカー部でベンチ入りできない選手達が地元の子供たちのチームを指導していることは、大学の課外教育としても地域連携としても評価できる。

基準B. 地域連携

B-1 大学が有する物的・人的資源の社会への提供

B-1-① 大学が有する物的・人的資源の社会への提供

【概評】

地域連携を大学改革の重要な柱と位置付け、各自治体との積極的な交流やマスコミを通じた広報活動等を行っており、周辺自治体との間では包括連携協定を締結している。

地域住民向けの公開講座や講習会により地域の知の拠点としての機能を果たすとともに、多くの教員が北海道北広島市及びその他の自治体の各種委員会の委員を務めている。また、北海道からの補助を得て、高校生向けの「社会福祉専門職の就業体験」事業も行っている。

学生主体の活動では、地域イベントへの協力参加、市内の食に関する企業をインターネットで紹介する活動、地域FM放送番組の制作と出演、「アダプテッドスポーツ部」参加による講演会・フェスティバル・運動会等が行われており、全学生が地域に関する科目を履修するカリキュラム編成や大学による地域総合研究所の設置などにより、大学全体が一丸となってさまざまな地域連携に取り組んでいる。